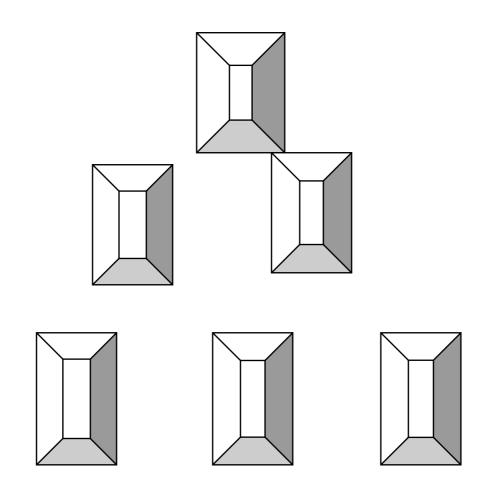
平成 16 年版 見附市の環境



新潟県見附市

目 次

第1章	章 見附市の概況	1
第2章	章 監視観測結果でみる環境の現況	2
1	大気汚染の現状	2
ばい	煙発生施設	3
2	悪臭の現状	3
3	騒音・振動の現状	4
(1)環境騒音	4
-)高速自動車道周辺の騒音	
(3)新幹線鉄道騒音・振動	6
(4)工場及び事業場ならびに特定建設作業にかかる騒音・振動	6
4	水質汚濁の現状	7
(1)公共用水域	7
(2)特定事業場	8
5	地盤環境の現状	8
(1) 地下水の水質測定	8
(2)土壌汚染対策	8
6	化学物質による環境汚染	9
(1)ダイオキシン類	9
(2)PRTR制度	11
7	公害苦情申立	11
8	廃棄物	12
(1)一般廃棄物	12
(2)し尿	14
第3章	章 環境保全のために講じた施策	15
1	大気汚染の防止	15

(1)ばい煙発生施設等の指導	15
(2	:) フロンガス回収	15
2		騒音・振動の防止	16
(1)北陸自動車道騒音の対策	16
(2	2) 上越新幹線騒音の対策	16
(3	3) 工場等の騒音振動の対策	16
		水質汚濁の防止	
_)信濃川水系水質保全合同河川パトロール	
(2	!) 生活排水の処理	17
4		廃棄物の処理とリサイクルのための施策	17
(1)一般廃棄物収集	17
_		!)資源ごみ回収	
(3	3)集団回収の奨励制度	19
(4)生ごみ処理容器購入費補助	20
(5	5)市民農園事業	20
(6	う)ごみの分け方・出し方ガイドの発行	20
5		環境美化のための施策	21
_) クリーン作戦	
(2	!)環境パトロール、不法投棄ごみ撤去事業	21
(3	3)空き地の適正管理指導	21
(4)廃棄物不法処理防止連絡協議会	21
6		害虫発生を抑制するための施策	22
(1)側溝清掃事業	22
(2	!)防疫薬剤の配付	22
(3	:)アメリカシロヒトリ防除	22
7		動物に関する施策	
)野生動物の保護	
(2	!)探鳥会の開催	22
(3	3)犬の登録	23
(4)有害鳥獣の捕獲許可	23
8		環境に関する啓発	
環	境	ぎリサイクルフェアの開催、施設見学	23
9		市民生活課の機構と事務内容	24

第1章 見附市の概況

本市は新潟県の中央部、信濃川水系刈谷田川の下流域に位置し、東側が丘陵地帯、西側が平野部で周囲 70km、東西 11.5km、南北 14.7 kmの菱形をしていて面積は 77.96 km です。隣接する市町村は東に栃尾市と下田村、西に中之島町、南は長岡市、北に栄町の 5市町村があります。

肥沃な土地を利用した農業とともに繊維産業を基幹産業としており、繊維産業は染色、 織物、ニットなどの総合繊維産地を形成しています。また、北陸自動車道などの高速交 通体系を生かし、市西部に整備された県営産業団地への企業の誘致を進めながら、第3 次総合計画で掲げた「トータルファッションシティの創造」を基本姿勢に、さらなる躍 進を目指しています。

気候

Æ \h	気 温()		平均湿度	降水量(mm)		
年次	平均	最高	最低	(%)	年間降雨量	日最大
平成 11 年	13.5	37.8	- 7.5	78.9	2,119.0	95.0
12 年	13.2	38.3	- 5.2	73.3	1,686.0	80.5
13 年	13.1	34.9	- 2.2	72.9	1,828.5	55.5
14 年	13.3	38.0	- 4.2	79.8	2,608.0	88. 5
15 年	13.0	36.7	- 6.1	79.6	1,916.5	50.5

人口及び世帯数

年次	人 口 (人)			世帯数
+ //	総数	男	女	正许奴
平成 12 年	44,537	21,538	22,999	12,532
13 年	44,543	21,537	23,006	12,654
14年	44,478	21,537	22,941	12,74
15 年	44,352	21,490	22,862	12,865
16 年	44,236	21,425	22,811	12,981

(住民基本台帳登録人口 各年1月1日現在)

第2章 監視観測結果でみる環境の現況

1 大気汚染の現状

大気汚染は、工場などから排出される硫黄酸化物・窒素酸化物・ばいじん、自動車などから排出される窒素酸化物・一酸化炭素・炭化水素などによって引き起こされます。これらは人の健康や生活環境に悪い影響を及ぼすだけでなく、地球温暖化や酸性雨の原因にもなっています。これら物質は大気汚染防止法により、工場及び事業場からの排出が規制されています。

新潟県は大気汚染の未然防止のため、県内に一般環境大気測定局を設置し常時監視しています。

主な大気汚染物質と人体などへの影響及び環境基準

汚染物質	主な発生源	人体などへの影響	環境基準
硫黄酸化物	工場やビルで使用する燃料に	呼吸器を刺激し、気管	二酸化硫黄
(SO ₂ 、SO ₃ など)	含まれる硫黄分が燃焼に伴い	支炎や喘息などの症	1 時間値の 1 日平均値が
	排出。	状を起こします。	0.04ppm 以下、かつ 1 時間
		酸性雨の原因物質。	値が 0.01ppm 以下
窒素酸化物	工場、ビル、自動車、家庭など	粘膜を刺激し、呼吸気	二酸化窒素
(NO、NO₂など)	で使用している各種燃料の燃	道及び肺に障害を与	1 時間値の 1 日平均値が
	焼に伴い排出。	えます。	0.04~0.06ppm までのゾー
		酸性雨の原因物質。	ン内又はそれ以下
オキシダント	工場、ビル、自動車などから排	目を刺激し、頭痛、め	光化学オキシダント
(OX)	出される窒素酸化物、炭化水素	まいを起こします。	1 時間値が 0.06ppm 以下
	などが紫外線により光化学反		
	応を起こして生成。		
浮遊粉じん	固体物質の破砕や燃焼過程か	気管支炎などの症状	浮遊粒子状物質
(ばいじん、浮遊	ら発生、ディーゼル車の自動車	を起こします。	1 時間値の 1 日平均値が
粒子状物質)	黒煙もあります。		0.10mg/㎡以下、かつ 1 時
			間値が 0.20mg/㎡以下

注)

「ppm」は 100 万分の 1 を表す。例えば、二酸化窒素 1ppm は 1 ㎡の空気中に 1 ㎡の二酸化窒素が混入している状態。

ばい煙発生施設

大気汚染の原因となる、ばい煙や粉じんを排出又は飛散する施設は、大気汚染防止法 及び新潟県生活環境の保全等に関する条例(以下「県条例」という)により排出規制等 が行われています。

県では、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設または特定粉じん発生施設を設置している工場・事業場に対して随時、立ち入り検査を実施しています。

市内のばい煙等発生事業所状況(平成16年3月末現在)

ばい煙発生施設	一般粉じん発生施設	特定粉じん発生施設
37	0	0

2 悪臭の現状

悪臭防止法は、規制地域内の工場、事業場における事業活動に伴い、発生する特定悪臭物質を定め、生活環境を保全することを目的としています。また、県条例では法令を補う目的で、規制地域内での規制対象業種(5種類)を定めています。

悪臭の規制は物質濃度規制と臭気指数規制があります。

市内の県条例に係る特定施設数(平成16年3月末現在)

施設の種類	特定施設数	指定地域
飼養施設	1 (ふん尿処理施設も併設)	第1種区域
し尿処理施設	1	第3種区域
塗装業施設	1	第3種区域

県条例に基づく規制基準

区域の区分	敷地境界線上の臭気濃度	煙突等排出口の臭気濃度
第 1 種区域(住居・商業地域)	10	1,000
第2種区域(準工業地域)	15	2,000
第3種区域(工業地域)	20	3,000

3 騒音・振動の現状

騒音や振動の主な発生源として、工場・事業場の操業、建設作業、自動車の走行があります。環境基本法では騒音・振動に対して、人の健康を保護し、生活環境を保全するために環境基準を定めています。騒音や振動の発生を抑制するため、騒音規制法、振動規制法及び県条例では、生活環境を保全する必要がある地域を指定し、特定工場等及び特定建設作業に伴って発生する騒音・振動を規制しています。

(1)環境騒音

当市では、環境基準の達成状況を把握するために一般地域で6地点、道路に面する地域で6地点の計12地点で環境騒音の測定を実施しています。 調査方法は簡易方法(昼間4回、夜間3回)の測定です。

平成 15 年度の測定結果は、昼間・夜間とも環境基準に適合した地点は 7 地点、いずれかで適合したもの 4 地点、いずれの時間帯も適合しなかったもの 1 地点という結果でした。

環境騒音の測定結果(平成15年度)

		近		測定値(単	単位:デシベル)
地域の類型	地域の区分	接測定地点空間		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
	一般地域		上新田町 395-20	50	48
A 地域	一放地域		昭和町1丁目6-1169	47	38
八地块	道路に面す		柳橋町 253-7	61	52
	る地域		本所1丁目13	61	53
	一般地域		南本町1丁目3	55	39
B B 地域			今町1丁目19	50	41
D JUJA	道路に面す		学校町 2 丁目 7-9	63	56
	る地域		今町2丁目10-15	69	63
	一般地域		新町1丁目11	47	39
C U U			今町5丁目36-879-9	50	46
して記載	道路に面す		本町 4 丁目 3-19	55	44
	る地域	·	今町7丁目9	67	60

注)

は環境基準を超えたことを示す。

騒音の環境基準

+	 地域の類型	昼間	夜間
1	巴埃 切 無 空	(6:00~22:00)	(22:00~6:00)
一般地域	A A 地域	50	40
(道路に面する	A及びB地域	55	45
地域以外)	C地域	60	50
道路に面する地域	A地域のうち2車線以上	60	55
に関いて関する地域	B地域のうち2車線以上及びC地域	65	60
幹線交通を担う道路	路に近接する空間	70	65

注)

AA:療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静寂を要する地域。

A: 専ら住居の用に供される地域。

B: 主として住居の用に供される地域。

C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域。

幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道及び市道(市道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)等を表し、幹線交通を担う道路に近接する空間とは次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

(2) 高速自動車道周辺の騒音

北陸自動車道沿道地域の騒音の状況を把握するため市内3地点で騒音測定を実施しています。平成15年度の測定結果の環境基準適合率は、昼間及び夜間とも100%でした。

北陸自動車道騒音の測定結果(平成15年度)

環境基準類型	測定地点	測定値 (単位:デシベル)		
以	,	昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~6:00)	
Bに相当	下関町乙 3246	57	55	
Bに相当	下関町乙 493	55	54	
Bに相当	下関町丙 2029	57	54	

(3)新幹線鉄道騒音・振動

上越新幹線沿線地域の騒音対策を推進するために、県では昭和 57 年度の新幹線開業以来、市内の芝野を調査地点に新幹線鉄道騒音に係る環境基準の調査を実施しています。

芝野地点における新幹線騒音の環境基準は 70 デシベルですが、平成 15 年度の測定値は 73 デシベルでした。上越新幹線沿線地域の騒音レベルの平均値は、JR東日本が実施してきたレール削正等の騒音対策の効果により漸減していますが、ここ数年は横ばい状態です。

県は、上越・東北新幹線沿線の都県と連携して、JR東日本や国に対して各種騒音防 止対策を更に推進するように要請しています。

(4)工場及び事業場ならびに特定建設作業にかかる騒音・振動

市内では、騒音規制法、振動規制法及び県条例で指定された地域内で、政令及び県条例で定める特定の施設を設置、作業を行う場合は届出ることとなっています。そして騒音、振動の大きな建設作業を規制の対象としています。

平成15年度末の届出数は下記のとおりとなっています。

騒音規制対象工場等累計届出数(平成16年3月末現在)

	計
騒音規制法	113
県条例	220

振動規制対象工場等累計届出数(平成16年3月末現在)

	計
振動規制法	95
県条例	56

特定建設作業の届出数(平成15年度)

騒音	くい打作業空気圧縮機作業		パ・ックホウ作業	計
河出 田	3	0	2	5
振動	くい打作業	ブレーカー作業		計
1/以里//	3	0		3

4 水質汚濁の現状

水質汚濁の原因として、工場・事業場からの排出水や一般家庭の生活排水などが考えられます。

環境基本法では、公共水域の水質汚濁に係る環境基準として、人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準と、生活環境の保全に関する基準が定められています。

また、水質汚濁防止法では、公共用水域の水質汚濁を防止するため、特定施設を有する工場及び事業場(特定事業場)からの排出水及び地下浸透水について基準を定め規制しています。

県では、国が定めている排出基準にかえて、信濃川水域等 12 水域で上乗せ排出基準を定め規制しています。また、県条例により、水質汚濁防止法に定める特定施設以外の施設を有する工場・事業場からの排出水についても規制しています。

(1)公共用水域

昭和46年5月25日に刈谷田川が環境基準の類型指定されました。県が刈谷田川の中 西橋(環境基準点) 明戸橋(監視補助点) 重遠橋(補足調査地点)で調査を実施して います。

生活環境項目の調査結果(平成15年度)

測定均	·# 上	類型	ph	DO	BOD	SS	大腸菌群数	
侧处	也从	無望	烘尘	þii	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(MPN/100mL)
	中西橋	В	6.6	11.0	1.5 (1.9)	17	2,500	
刈谷田川	明戸橋	В	6.7	11.0	1.9 (2.2)	16	3,100	
	重遠橋	В	6.8	-	-	17	-	
環境	 基準	В	6.5 ~ 8.5	5 以上	3 以下	25 以下	5,000 以下	

調査機関:新潟県

注)

ph: 水素イオン濃度。水の酸性、アルカリ性の度合いを示す。中性は7でこれよりも高いとアルカリ性(最高14) 低いと酸性(最低0)。

DO:溶存酸素量。水中に溶解している酸素の量で数値が小さいほど水質汚濁が著しい。

BOD: 生物化学的酸素要求量。水中に溶け込んでいる有機物(汚染物質)が、バクテリアによって分解するとき必要な酸素量をいい数値が大きいほど水質汚濁が著しい。

SS:浮遊物質量。水中に浮遊する物質をいい、数値が大きいほど水質汚濁が著しい。

大腸菌群数:大腸菌は人体の腸内にも生息するもので、それ自体健康に有害な物ではないが、 大腸菌が多数存在する場合は排泄物が混入し、赤痢菌などの病原菌が存在する可 能性があるので、公衆衛生上の問題となりえる。

(2)特定事業場

水質汚濁防止法では、河川・湖沼など公共用水域の水質汚濁防止のために、特定施設を有する工場・事業場に届出を義務付け、排出基準を設けて規制しています。市内での水質汚濁防止法及び県条例による特定事業場の数は、95(平成16年3月末現在)となっています。県では立入検査を行い、排出基準の遵守状況や排水処理施設の維持管理等の状況監視を行っています。

5 地盤環境の現状

(1)地下水の水質測定

昭和 57 年に国が実施した地下水汚濁実態調査の結果、全国的に発ガン性の疑いがあるトリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤が検出されたのをうけ、平成元年には水質汚濁防止法の一部が改正され、事業場からの有害物質の地下浸透が禁止されるとともに、都道府県知事による地下水の水質監視が義務付けられました。

平成 15 年度に新潟県が実施した見附市内の調査では、月見台 4 地点において、調査項目の環境基準の超過はありませんでした。

「検出されないこと」とは、定量限界を下回ること

(2)土壤污染対策

近年、企業の工場跡地等の再開発や事業者による自主的な汚染調査の実施に伴い、工場跡地等における土壌汚染が顕在化しており、土壌汚染による健康影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まっている状況を踏まえ、国民の安全と安心の確保を図るため、土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することを内容とする「土壌汚染対策法」が、平成15年2月15日に施行されました。

6 化学物質による環境汚染

(1)ダイオキシン類

ダイオキシン類は、炭素・酸素・水素・塩素が燃焼する過程で自然にできてしまう副生成物です。通常、無色の固体で水に溶けにくく、蒸発しにくいという性質を持っている反面、脂肪などには溶けやすいという性質があります。また、他の化学物質や酸、アルカリにも簡単に反応せず、安定した状態を保つことが多く、太陽光の紫外線で徐々に分解されるといわれています。主な発生源はごみ焼却などの燃焼ですが、その他に製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車の排気ガスなどの発生源があります。

現在のダイオキシン対策は、平成 11 年 7 月に成立し、平成 12 年 1 月から施行された ダイオキシン類対策特別措置法により進められています。大気・水・土壌の環境基準が 決められるとともに、規制対象となる施設の範囲が拡大され、施設の届出、排出基準の 遵守、排ガス・排出水中のダイオキシン類による汚染状況の測定等が義務づけられました。

ダイオキシン類環境基準

媒体	環 境 基 準	単位
大 気	0.6 以下 (年平均値)	pg-TEQ/m³
水 質	1 以下 (年平均値)	pg-TEQ/L
土 壌	1,000 以下	pg-TEQ/g

ア 一般環境のダイオキシン類調査

県では、平成 10 年度からダイオキシン類の汚染状況調査を実施していますが、平成 15 年度も市に関連する河川の水質と底質の調査を実施しました。

いずれの測定値も環境基準値以下でしたが、ダイオキシン類は焼却施設等からの排出 や、過去に使用した農薬にも含まれている可能性がありますので、さらなる調査研究が 必要であると同時に、今後も、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の監視、 流域の発生源に対する指導を強化して排出抑制に取組んでいく予定です。

ダイオキシン類調査結果(平成15年度)

媒体	調査地点	調査年月日	測定値	環境基準値
*を(河川)	中亜棒(刈公田川)	平成 15 年 7 月 9 日	0.91	1
小貝(川川)	中西橋(刈谷田川)	平成 15 年 11 月 27 日	0.56	1
水質(底質)	中西橋(刈谷田川)	平成 15 年 7 月 9 日	1.1	150

調査機関:新潟県

単位:pg-TEQ/L

イ 見附市清掃センター

ダイオキシン類対策特別措置法では毎年 1 回以上の自主検査が義務づけられています。清掃センターは平成 12・13 年度のダイオキシン類恒久対策工事により、平成 15 年 12 月以降の排出基準値を下回りました。

検体	採取年月日	測定個	測定結果	排出基準	隼値	
17 14	球似十万日	所	测压和未	平成 13 年 1 月 ~ 14 年 11 月	平成 14 年 12 月 ~	
		1・2 号炉共		80	10	
排ガス	平成 15 年 12 月 26 日	通煙道中	0.013	_	10 ng-TEQ/ m³ N	
	段			ng-TEQ/ m³ N	ng itwini	
焼却灰	平成 15 年 12 月 26 日	-	0.011	-	3 ng-TEQ/g-dry	
ばいじん	平成 15 年 12 月 26 日	-	2.7	-	3 ng-TEQ/g-dry	

ばいじんは薬剤処理しているため基準適用外。

ウ 見附市一般廃棄物最終処分場

清掃センターからの焼却灰等を埋立てる最終処分場では排水処理の結果、放流水、地下水とも基準値を下回りました。なお、粗大ごみ焼却炉は平成14年12月1日から施行される構造基準に適合しないため、平成14年11月30日で閉炉となりました。

単位:pg-TEQ/L

放流水等の検査結果

検体	採取日	測定結果	排出基準値
放流水	平成 15 年 12 月 25 日	0.00014	10
地下水(上側)	平成 15 年 12 月 25 日	0.032	1
地下水(下側)	平成 15 年 12 月 25 日	0.032	1

粗大ごみ焼却炉 (平成14年12月1日廃炉)

ダイオキシンにはいくつもの種類がありますが、その構造からポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDD) ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) の3種類に分類され、これらをまとめてダイオキシン類と呼びます。

ダイオキシンは種類によって毒性が大きく異なるので、毒性の最も大きいものを基準として、他のダイオキシンの毒性の強さを評価しています (TEQ という単位が使われます)。排出ガスの場合は温度 0 度、圧力 1 気圧に換算した体積として「N」という単位が使われます。なお、単位の ng(ナノグラム) は 10 億分の 1 グラム、pg(ピコグラム) は 1 兆分の 1 グラムを表します。 たとえば、東京ドームを水でいっぱいにして、その中に角砂糖 1 個溶かしたとき、その 1 cc の水に含まれる砂糖が 1 pg(ピコグラム) になります。

(2) PRTR制度

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所から環境(大気、水、土壌)への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら 把握し国に対して届出るとともに、国は届出データや統計資料等を用いた推計に基づき、 排出量・移動量を公表する制度です。

平成 13 年 4 月 1 日の法施行後、平成 13 年 4 月から平成 14 年 3 月までの排出量・移動量の初の公表がありました。

届出排出量・移動量の多い上位5物質の比較(平成13年度分)

単位:t

順	見附市		新潟県	所潟県 全		
位	物質名	量	物質名	量	物質名	量
	エチレングリコール	40	トルエン	1,605	トルエン	158 千
	トルエン	37	トリクロロエチレン	833	キシレン	122 千
	ベンゼン	11	キシレン	572	エチルベンゼン	30 千
	キシレン	6	ふっ化水素及び その水溶性塩	445	ホルムアルデヒド	29 千
	トリクロロエチレン	5	塩化メチレン	448	塩化メチレン	17千

7 公害苦情申立

平成 15 年度の苦情申立件数は 34 件で、その内訳は、大気汚染 16 件、水質汚濁 4 件、 騒音 4 件、振動 1 件、悪臭 6 件、その他 3 件となっています。

8 廃棄物

(1)一般廃棄物

平成 15 年度のごみの排出量は 18,933 トン、市民一人 1 日当りにすると 1,172 グラム となります。(全国平均は平成 12 年度で 1,132 グラム)

ごみの処理方法の内訳を見ると、焼却処理 75%、資源化 22%、直接埋立 3%となります。燃えるごみの組成をみると、紙類が 47%、厨芥類 15%、ビニール・合成樹脂・ゴム類 15%と続いています。紙類の減量、資源化をさらに進めていく必要があります。

資源ごみは総量で 4,181 トンになり、資源化率 (資源化量/排出量)は 22%です。内 訳は古紙 67%、次いでビン 8%、枝木 6%となっています。

一般**廃棄物排出量** 単位:t

平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
17,463	17,643	18,087	18,067	18,932

図1 一般廃棄物排出量内訳の推移

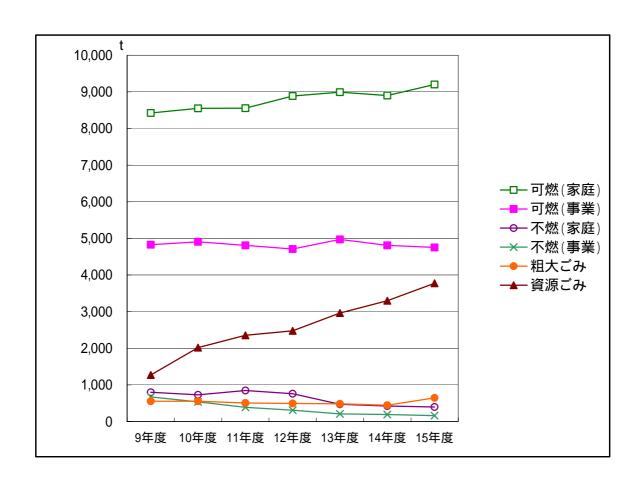


図2 処理方法の内訳(平成15年度)

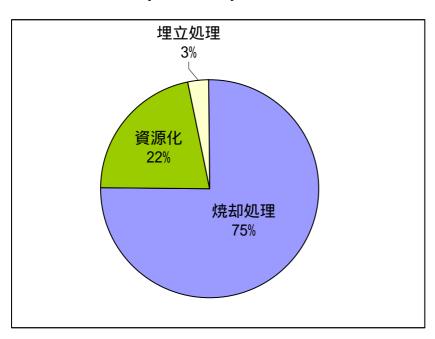


図3 燃えるごみ乾燥重量の組成割合(平成15年度)

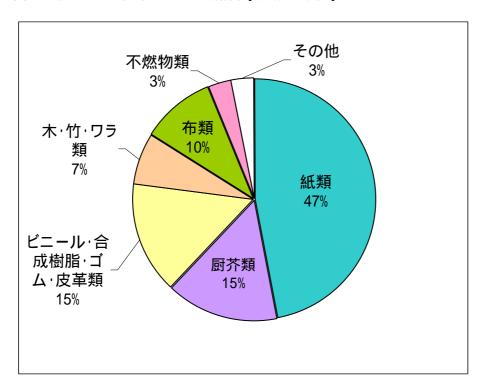
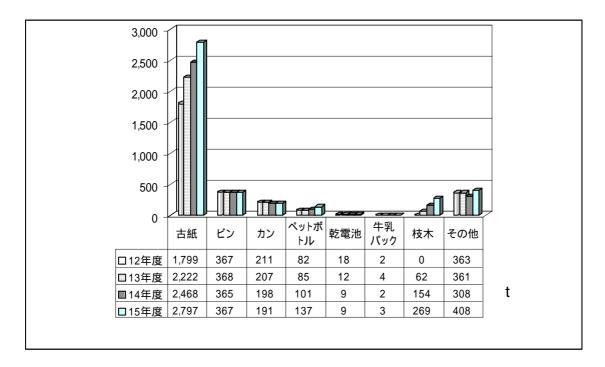


図4 資源化ごみの内訳



(2) し尿

公共下水道の整備、浄化槽の設置等により、し尿の収集量は年々減少傾向にあります。 平成 15 年度の一般家庭・事業所からのし尿収集量は 4,372 キロリットル、浄化槽汚泥 収集量は 6,633 キロリットルでした。

し尿処理人口

(各年度とも3月末現在)

	公共下	水道	浄化槽		汲取り		自家処理		合
	人口 (人)	割合 (%)	人口	割合	人口	割合	人口	割合	計 (人)
13 年度	25,335	57.1	12,915	29.1	5,961	13.5	143	0.3	44,354
14 年度	25,928	58.7	12,555	28.4	5,677	12.8	42	0.1	44,202
15 年度	26,747	60.7	12,127	27.5	5,149	11.7	42	0.1	44,065

し尿汲取り・浄化槽汚泥収集量の推移

単位:キロリットル

	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
し尿汲取り	5,371	4,702	4,593	4,486	4,372
浄化槽汚泥	6,903	6,032	6,658	6,361	6,633

第3章 環境保全のために講じた施策

1 大気汚染の防止

(1)ばい煙発生施設等の指導

ボイラー、廃棄物焼却炉等のばい煙発生施設については、大気汚染防止法に基づき県が立入り調査を実施して指導しています。

近年、焼却に伴い排出されるダイオキシン類による環境汚染に関心が高まり、野焼きや小型焼却炉の煙に対する苦情が増えています。野焼きについては平成 13 年 4 月 1 日からの廃棄物の処理及び清掃に関する法律により自粛するよう指導しています。さらに、ダイオキシン類対策特別措置法により、一定規模以上の焼却炉については県に届出ると同時にダイオキシン類の測定が義務付けられました。なお、平成 14 年 12 月から焼却炉の構造基準が強化されています。

(2)フロンガス回収

オゾン層の破壊や地球温暖化の原因といわれているフロンガスの排出を抑制するため、本市では廃棄された家庭用冷蔵庫からフロンガスの回収を行っています。

平成13年4月からは家電リサイクル法施行に伴い家電4品目(テレビ・エアコン・ 冷蔵庫・洗濯機)を市では回収処理しなくなりましたが、家電4品目対象外の除湿機等 からフロンガスを回収しています。

フロン回収量(平成15年度)

品目	回収台数	
除湿機	103 台	
除湿機	3台(不法投棄分)	
窓形クーラー	5 台 (不法投棄分)	
冷凍庫	1 台	

2 騒音・振動の防止

(1) 北陸自動車道騒音の対策

毎年、北陸自動車道沿線の3地点で騒音調査を実施しています。平成15年度は全地点とも騒音に係る環境基準を下回っています。市内の住宅が面する北陸自動車道沿線には、遮音壁が設置済みではありますが、さらなる対策として、新潟県高速道路交通公害対策協議会を通じて日本道路公団に対し、低騒音舗装への改修等を要望していきます。

(2)上越新幹線騒音の対策

新潟県が測定した市内の1地点でも、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を達成できませんでした。今後とも、遮音効果の高い防音壁、低騒音構造の車両等の開発及び導入を行ってもらうよう、新幹線騒音振動対策関係市町村連絡会議を通じてJR 東日本に要望しています。

(3)工場等の騒音振動の対策

騒音規制法、振動規制法、新潟県生活環境の保全等に関する条例に基づき、特定施設の設置、作業を行う事業者に対し、届出書の提出、法の遵守等の立入り調査を実施しています。

3 水質汚濁の防止

(1)信濃川水系水質保全合同河川パトロール

刈谷田川が合流する信濃川は、その源を長野、埼玉、山梨県境の甲武信ケ岳に発し、 長野県・新潟県を北流して日本海に注ぐわが国屈指の大河川であります。信濃川流域の 主要な産業は、鉄鋼、機械、製紙、織物、洋食器、電気、化学工業等があり、最近では 重化学工業の占める割合が年々高くなる傾向にあります。刈谷田川は過去5年間環境基 準を達成していますが、事業系の汚濁負荷割合が高いため、事業場に対する汚濁負荷削 減対策の徹底に努めていかなければなりません。

昭和47年に北陸地方整備局、関東通商産業局(現関東経済産業局)新潟県、長野県、信濃川流域内市町村、水道管理者を構成メンバーとして信濃川水系水質汚濁対策連絡協議会を設立し、緊急時に関する連絡体制、水質監視、水質汚濁対策の推進に関する連絡調整を行っています。

(2) 生活排水の処理

水洗化を促進するため、市では、下水道処理区域及び農業集落排水処理区域では排水 設備設置資金、前記処理区域以外では浄化槽設備設置資金の融資制度を実施しています。 下水道等の整備の進捗に伴い、水洗化人口も年々増加しています。

平成 13 年 4 月 1 日から浄化槽法が一部改正され、浄化槽の新設時は合併浄化槽の設置が義務づけられています。

浄化槽処理人口(平成16年3月末現在)

合併浄化槽人口	単独浄化槽人口	農業集落排水人口	合計	
593人(4.9%)	9,927 人 (82.5%)	1,451 人 (12.6%)	12,127 人	

4 廃棄物の処理とリサイクルのための施策

(1)一般廃棄物収集

家庭ごみは「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」に大別し、市内 470 箇所のごみステーションで収集しました。収集は委託業者 4 社が収集計画に従い、 効率的に行いました。

収集回数 (平成15年度)

種類	収集回数
燃えるごみ	週3回
燃えないごみ	月2回
粗大ごみ	年2回
資源ごみ	月1回

収集量(平成15年度)

単位:t

燃えるごみ	燃えないごみ	粗大ごみ	資源ごみ	合 計	
8,942	330	551	533	10,356	

(2)資源ごみ回収

ビン、カン、ペットボトル、乾電池を、市内 168 箇所の資源ごみステーションで回収しました。また、新聞、雑誌・チラシ、段ボール、その他包装紙、牛乳パックを加えた9 品目を常時持ち込める資源回収棟を2 箇所設置し、回収を行いました。

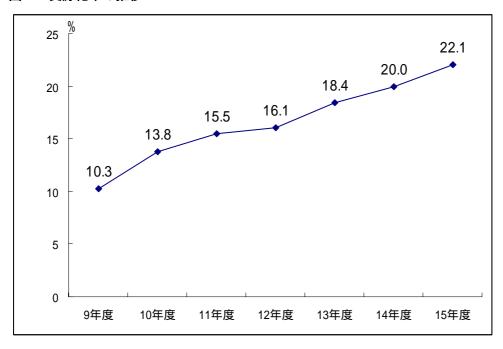
この 9 品目に、枝木、燃えないごみ処理後の破砕スクラップと粗大ごみからの資源物を加えた平成 15 年度の資源化率は 22.1%でした。

資源ごみ内訳 単位:kg

品目	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
ビン	384,010	336,770	367,660	364,860	366,930
ス チ カ ン ール	154,580	147,740	142,947	136,870	132,260
アルミ	61,970	63,460	63,940	60,890	58,800
ペットボトル	66,790	81,910	85,240	101,060	136,780
新聞	608,260	667,740	773,710	891,890	855,330
雑誌・チラシ	871,760	882,030	1,108,240	1,185,610	1,480,950
段ボール	205,290	236,000	310,400	344,990	364,370
牛乳パック	1,120	1,790	4,110	1,990	3,430
その他包装紙	-	7,660	29,420	45740	96,160
乾 電 池	-	18,510	11,935	9,213	8,965
枝木	-	-	62,190	154,090	269,340
破砕スクラップ	173,570	189,020	188,660	146,640	171,220
粗大ごみ資源	174,100	174,240	172,179	161,180	236,560
合 計	2,701,450	2,806,870	3,320,631	3,605,023	4,181,095

はステーション回収している4品目(ステーション数168)

図5 資源化率の推移



(3)集団回収の奨励制度

家庭から出る古紙類を回収する団体に対して奨励金を交付し、古紙類の資源化と市民 団体の環境意識の高揚を図っています。

	登録団体	回収量 (kg)
平成 11 年度	61	1,008,070
12 年度	62	998,920
13 年度	63	1,301,170
14 年度	62	1,335,300
15 年度	64	1,469,960

(4)生ごみ処理容器購入費補助

家庭の生ごみ減量化を目的に、コンポスト容器、EM ボカシ容器、電動生ごみ処理機の購入補助を実施しています。

補助台数の状況

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	補助累計台数
コンポスト容器	55	28	58	2,501
EM ボカシ容器	13	6	9	148
電動生ごみ処理機	123	33	32	188

(5)市民農園事業

食物残さを有効活用して、野菜や花などを栽培してもらう循環型の市民農園を開園しました。

1区画 35 ㎡で 40 区画あります。利用料は年額 3,000 円で 2 年間の利用となります。

(6)ごみの分け方・出し方ガイドの発行

見附市では、平成 16 年 10 月 1 日から家庭ごみは有料となりました。「ごみの分け方・出し方ガイド」を発行、市内全世帯に配布しました。



5 環境美化のための施策

(1) クリーン作戦

毎年、春と秋、きれいなまちをつくる会主催の市内道路沿いに散乱している空きカン、 空きビン等の回収事業を後援し、回収品の収集・処理を実施しました。

クリーン作戦の実績(平成16年度)

実施日	参加者数	回収量 燃えるごみ 燃えないごみ 合計		
天	多加有效	燃えるごみ 燃えないごみ		合計
16.04.18 (日)	998名	520kg	2,520 kg	3,040 kg

(2)環境パトロール、不法投棄ごみ撤去事業

市内 6 地区で各 2 名ずつ計 12 名の環境パトロール員が、ごみの不法投棄の防止・発見、野焼き禁止啓発のために、120 回のパトロールを実施しました。不法投棄で一番多いごみはタイヤの 32 本で、その他 22 品目にもなります。パトロール員から報告を受けた不法投棄ごみは、その後、専門業者により回収を行いました。

不法投棄ごみの回収実績(平成15年度)

燃えるごみ	燃えないごみ	合計
530 kg	7,340 kg	7,870 kg

(3)空き地の適正管理指導

見附市空き地の適正に関する要綱に基づき、空き地の所有者の方に雑草等の除去を依頼しています。平成15年度の依頼件数は50件でした。

(4)廃棄物不法処理防止連絡協議会

三条保健所管内の県、警察署、市町村、建設業組合、内水面漁業協同組合、産業廃棄物協会を構成団体として、廃棄物の不法投棄等不法処理を防止するため、情報の交換及び啓発事業を行っています。平成15年度は、野焼き禁止と不法投棄防止のパトロール、管内での不法投棄原状回復事業、廃棄物最新処理施設視察研修を行いました。

6 害虫発生を抑制するための施策

(1) 側溝清掃事業

例年 5 月に、市街化区域内の住民に側溝清掃用の泥収集袋を配付し、側溝泥を収集しています。平成 15 年度は 84 町内が実施、255.39 t の側溝泥を収集しました。

(2)防疫薬剤の配付

市街化区域外の下水道未整備区域などで、春から秋にかけて蚊や八工などの害虫による伝染病等の発生を防止するために、平成 15 年度には防疫薬剤を 77 町内、計 418 リットル配付しました。下水道処理区域の拡大、浄化槽の普及により年々防疫薬剤の配付量は減少しています。

(3)アメリカシロヒトリ防除

アメリカシロヒトリ防除のために、薬剤噴霧機の貸出し、薬剤の無償提供を実施しています。平成15年度実施の町内又は89班はあり、薬剤使用量は549.5リットルでした。

7 動物に関する施策

(1)野生動物の保護

鳥獣の保護繁殖を図るため、「鳥獣保護及狩猟二関スル法律」に基づき、平成 16 年 12 月現在、市内では新田観音山(21ha)が鳥獣保護区、細越(43ha)と中部産業団地(138ha)が銃猟禁止区域、そして庄川休猟区(1,250ha)が設定されています。

(2)探鳥会の開催

毎年 5 月 10 日から 5 月 16 日は愛鳥週間であり、平成 16 年度も 5 月 16 日 (日)に大平森林公園を会場に探鳥会を開催しました。参加者 64 名で、11 種類の野鳥の姿や声を確認しました。

(3) 犬の登録

狂犬病予防法に基づき、犬の登録及び狂犬病予防集合注射を行いました。

平成 15 年度の頭数

登録頭数	予防注射頭数	
1,467 頭	1,397 頭	

(4)有害鳥獣の捕獲許可

日本の野生動物は鳥獣保護法の規定で、むやみに捕獲したり殺したり出来ないこととなっています。ただし、農作物に危害を加える、あるいはレジャーとしてであれば申請によって捕獲等を許可されています。

平成15年度市内では農作物保護のため6件の申請許可がありました。

有害鳥獣駆除の捕獲数(平成15年度)

カラス	トルト	キシ゛ハ゛ト	ムクト゛リ	カルカ゛モ	77. Y	ゴ゙イサギ	934	ノウサキ゛	合計
404	412	9	104	0	107	3	1	5	1045

8 環境に関する啓発

環境リサイクルフェアの開催、施設見学

環境学習会を市内 6 ヶ所で開催、参加者約 150 名有り、内容は,ごみの現状等についてと、有料化についてである。

施設見学については、ごみ処理施設コース、缶リサイクルコース、紙リサイクルコースの3コースに分けておこなわれ、参加者は、41名であり両事業とも環境意識の高揚を図った。

フリーマーケット会場にて燃えるごみ、燃えないごみの分別徹底の説明及び缶、ビン、 ペットボトル等の資源ごみ回収率向上の協力依頼をする。

9 市民生活課の機構と事務内容

(平成16年4月1日現在 職員9名)

■ 環境係 ■

2名

環境施策、環境教育に関する事項 自然保護等に関する事項 公害防止、不法投棄に関する事項 浄化槽、し尿処理に関する事項 鳥獣保護に関する事項 大の登録、狂犬病予防に関する事項

■ リサイクル推進係 ■

3名

一般廃棄物に関する事項 資源ごみに関する事項 古紙類集団回収奨励事業に関する事項 生ごみ処理機補助に関する事項 緑のリサイクル事業に関する事項 市民農園に関する事項

■ 施設係 ■

2名

清掃センターの管理運営に関する事項 一般廃棄物最終処分場の管理運営に関する事項

■ 施設の紹介 ■

【見附市清掃センター 電話 0258-63-3564】

所 在 地 見附市椿沢町字滝ノ入 4834 番地

稼働日 昭和61年8月1日

処理能力 可燃物 60 t /16h (30 t /16h × 2 炉) 不燃物 10 t /5 h

炉型式 ストーカ方式

管理業務委託先 日本ヘルス工業㈱ 11名

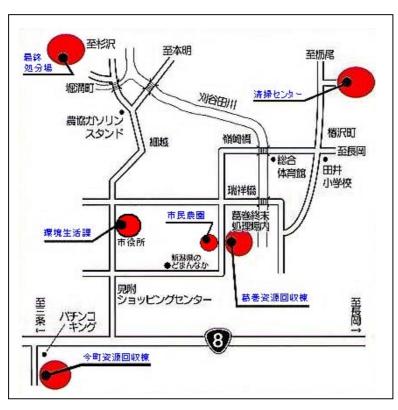
【見附市一般廃棄物最終処分場】

所 在 地 見附市堀溝町字東谷 408 番地

開始日 昭和55年度(第1期) 昭和62年度(第2期)

平成12年度(第2期の一部嵩上げ後)

施設案内図



平成 16 年版 見附市の環境

平成 16 年 12 月 発行

編集 見附市市民生活課 〒954-8686 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

> 電話 0258-62-1700 FAX 0258-62-7062

URL: http://www.city.mitsuke.niigata.jp/E-mail: shiminseikatsu@city.mitsuke.niigata.jp